墨田区特別区税条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

第1条による改正(墨田区特別区税条例(昭和39年墨田区条例第43号))

改 正 案 現 行

(所得割の課税標準)

第15条 〔略〕

2~4 〔略〕

- 5 法<u>第23条第1項第17号</u>に規定する特 定株式等譲渡所得金額(以下「特定株式等 譲渡所得金額」という。)に係る所得を有 する者に係る総所得金額は、当該特定株式 等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外し て算定する。
- 6 〔略〕

(寄附金税額控除)

第20条 〔略〕

2 前項の特例控除額は、法第314条の7 第2項<u>(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</u> に定めるところにより計算した金額とする。

(公的年金等に係る所得に係る区民税の特別徴収)

第35条の2 区民税の納税義務者が当該年 度の初日の属する年の前年中において公的 年金等の支払を受けた者であり、かつ、同 日において老齢等年金給付(法第321条 の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。 以下この節において同じ。)の支払を受け ている年齢65歳以上の者(特別徴収の方 法によって徴収することが著しく困難であ ると認められるものとして次に掲げるもの を除く。以下この節において「特別徴収対 象年金所得者」という。)である場合にお いては、当該納税義務者の前年中の公的年 金等に係る所得に係る所得割額及び均等割 額の合算額(当該納税義務者に係る均等割 額を第32条第1項の規定により特別徴収 の方法によって徴収する場合においては、 公的年金等に係る所得に係る所得割額。以 下この条及び第35条の5において同じ。) の2分の1に相当する額(以下この節にお いて「年金所得に係る特別徴収税額」とい 〔同左〕

第15条 〔略〕

2~4 [略]

- 5 法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。
- 6 〔略〕 〔同左〕

第20条 〔略〕

2 前項の特例控除額は、法第314条の7 第2項に定めるところにより計算した金額 とする。

[同左]

第35条の2 区民税の納税義務者が当該年 度の初日の属する年の前年中において公的 年金等の支払を受けた者であり、かつ、同 日において老齢等年金給付(法第321条 の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。 以下この節において同じ。)の支払を受け ている年齢65歳以上の者(特別徴収の方 法によって徴収することが著しく困難であ ると認められるものとして次に掲げるもの を除く。以下この節において「特別徴収対 象年金所得者」という。)である場合にお いては、当該納税義務者の前年中の公的年 金等に係る所得に係る所得割額及び均等割 額の合算額(当該納税義務者に係る均等割 額を第32条第1項の規定により特別徴収 の方法によって徴収する場合においては、 公的年金等に係る所得に係る所得割額。以 下この条及び第35条の5において同じ。) の2分の1に相当する額(以下この節にお いて「年金所得に係る特別徴収税額」とい う。)を当該年度の<u>初日の属する年の</u>10 月1日から翌年の3月31日までの間に支 払われる老齢等年金給付から当該老齢等年 金給付の支払の際に特別徴収の方法によっ て徴収する。

- 当該年度分の老齢等年金給付の年額が 18万円未満である者その他の区の行う 介護保険の介護保険法(平成9年法律第 123号)第135条第5項に規定する 特別徴収対象被保険者でない者
- __ 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者
- 2 [略]

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第35条の5 当該年度の初日の属する年の 前年の10月1日からその翌年の3月31 日までの間における特別徴収対象年金給付 の支払の際、前条第2項の支払回数割特別 徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年 金所得者について、老齢等年金給付が当該 年度の初日からその日の属する年の9月3 0日までの間において支払われる場合にお いては、当該特別徴収対象年金所得者の前 年中の公的年金等に係る所得に係る所得割 額及び均等割額の合算額として年金所得に 係る仮特別徴収税額(当該特別徴収対象年 金所得者に対して課した前年度分の区民税 のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々 年中の公的年金等に係る所得に係る所得割 額及び均等割額の合算額(当該特別徴収対 象年金所得者に係る均等割額を第32条第 1項の規定により特別徴収の方法によって 徴収した場合においては、前々年中の公的 年金等に係る所得に係る所得割額)の2分 の1に相当する額(当該額に100円未満 の端数があるときはその端数金額を切り捨 て、当該額が100円未満であるときは1 00円とする。)をいう。以下この節にお う。)を当該年度の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

当該年度の初日の属する年の1月1日 以後引き続き区の区域内に住所を有する 者でない者

__ 〔同左〕

〔同左〕

2 〔略〕

〔同左〕

第35条の5 当該年度の初日の属する年の 前年の10月1日からその翌年の3月31 日までの間における特別徴収対象年金給付 の支払の際、前条第2項の支払回数割特別 徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年 金所得者について、老齢等年金給付が当該 年度の初日からその日の属する年の9月3 0日までの間において支払われる場合にお いては、当該特別徴収対象年金所得者の前 年中の公的年金等に係る所得に係る所得割 額及び均等割額の合算額として年金所得に 係る仮特別徴収税額(当該年度の前年度に おいて第35条の2第1項の規定により特 別徴収の方法によって徴収された年金所得 に係る特別徴収税額に相当する額をいう。 以下この節において同じ。)を、当該年度 の初日からその日の属する年の9月30日 までの間において特別徴収対象年金給付の 支払をする際、特別徴収の方法によって徴 収する。

いて同じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

2 · 3 〔略〕

付 則

(延滞金の割合の特例)

第2条の2 当分の間、第8条、第31条第 2項、第36条の12第2項、第36条の 14第2項、第51条の3第5項及び第5 2条第2項に規定する延滞金の年14.6 パーセントの割合及び年7.3パーセント の割合は、これらの規定にかかわらず、各 年の特例基準割合(当該年の前年に租税特 別措置法第93条第2項の規定により告示 された割合に年1パーセントの割合を加算 した割合をいう。以下この条において同 じ。)が年7.3パーセントの割合に満た ない場合には、その年(以下この条におい て「特例基準割合適用年」という。)中に おいては、年14.6パーセントの割合に あっては当該特例基準割合適用年における 特例基準割合に年7.3パーセントの割合 を加算した割合とし、年7.3パーセント の割合にあっては当該特例基準割合に年1 パーセントの割合を加算した割合(当該加 算した割合が年7.3パーセントの割合を 超える場合には、年7.3パーセントの割 合)とする。

(公益法人等に係る区民税の課税の特例) 第2条の2の2 当分の間、租税特別措置法 第40条第3項後段(同条第6項から<u>第1</u> <u>0項</u>までの規定によりみなして適用する場 合を含む。)の規定の適用を受けた同法第 40条第3項に規定する公益法人等(同条 第6項から<u>第10項</u>までの規定により特定 贈与等に係る公益法人等とみなされる法人 を含む。)を同法第40条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、 令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(租税特別 措置法第40条第6項から<u>第10項</u>までの 規定により特定贈与等に係る財産とみなさ 2・3 〔略〕

[同左]

第2条の2 当分の間、第8条、第31条第 2項、第36条の12第2項、第36条の 14第2項、第51条の3第5項及び第5 2条第2項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の 11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第 1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

[同左]

第2条の2の2 当分の間、租税特別措置法 第40条第3項後段(同条第6項から<u>第9</u> 項までの規定によりみなして適用する場合 を含む。)の規定の適用を受けた同時に 多第3項に規定する公益法人等(同定 6項から<u>第9項</u>までの規定により特に 6項から第9項表とされる法 ものとのるところに規定 りを同法第40条第3項に規で、より 関第3条の2の3で定めるところにより 則第3条の2の3で定めるところにより に規定する財産(租税特別措定 は第40条第6項から 第9項 これに可に規定する財産とみなされる より特定贈与等に係る財産とみなされる より特定贈与等に係る財産とみなされる れる資産を含む。)に係る山林所得の金額、 譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る区 民税の所得割を課する。

(区民税の住宅借入金等特別税額控除)

第3条の5 〔略〕

第3条の5の2 平成22年度から<u>平成39</u> <u>年度</u>までの各年度分の区民税に限り、所得 割の納税義務者が前年分の所得税につき租 税特別措置法第41条又は第41条の2の 2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>平成29年</u>までの各年である場合に 限る。)において、前条第1項の規定の適 用を受けないときは、法<u>附則第5条の4の</u> 2第6項(同条第9項の規定により読み替 えて適用される場合を含む。)に規定する ところにより控除すべき額を、当該納税義 務者の第18条及び第19条の規定を適用 した場合の所得割の額から控除する。

2 · 3 〔略〕

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第3条の6 第20条の規定の適用を受ける 区民税の所得割の納税義務者が、法第31 4条の7第2項第2号若しくは第3号に掲 げる場合に該当する場合又は第18条第2 項に規定する課税総所得金額、課税退職所 得金額及び課税山林所得金額を有しない場 合であって、当該納税義務者の前年中の所 得について、付則第8条第1項、付則第9 条第1項、付則第10条第1項、付則第1 2条第1項、付則第13条第1項又は付則 第14条の2第1項の規定の適用を受ける ときは、第20条第2項に規定する特例控 除額は、同項の規定にかかわらず、法附則 第5条の5第2項(法附則第5条の6第2 項の規定により読み替えて適用される場合 を含む。)に定めるところにより計算した 金額とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の 課税の特例)

第11条 〔略〕

産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡 所得の金額又は雑所得の金額に係る区民税 の所得割を課する。

〔同左〕

第3条の5 〔略〕

第3条の5の2 平成22年度から<u>平成35</u> <u>年度</u>までの各年度分の区民税に限り、所得 割の納税義務者が前年分の所得税につきる 割の納税義務者が前年分の所得税につきる 和特別措置法第41条又は第41条の2の 2の規定の適用を受けた場合(居住平成20 成11年から平成18年まで又は平成21年から平成25年までの規定の規定である規定の規定を 限る。)においときは、法<u>附則第5条の4の</u> 2第5項に規定するところにより控除する き額を、規定を適用した場合の所得割の額 から控除する。

2・3 [略]

〔同左〕

第3条の6 第20条の規定の適用を受ける 区民税の所得割の納税義務が第3号に 4条の7第2項第2号合は第3号に 月本場合に対策3号に 原本は第18 日本の10 日本の10

[同左]

第11条 〔略〕

2 〔略〕

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の5、第37条、第37条の9の4から第37条の9の5の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当しないものとみなす。

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る区 民税の所得計算の特例)

第13条の3 〔略〕

2 租税特別措置法第37条の14第4項各 号に掲げる事由により、非課税口座からの 非課税口座内上場株式等の一部又は全部の 払出し(振替によるものを含む。以下この 項において同じ。)があった場合には、当 該払出しがあった非課税口座内上場株式等 については、その事由が生じた時に、令附 則第18条の6の2第2項で定める金額 (以下この項において「払出し時の金額」 という。)により非課税上場株式等管理契 約に基づく譲渡があったものと、同法第3 7条の14第4項第1号に掲げる移管、返 還又は廃止による非課税口座内上場株式等 の払出しがあった非課税口座を開設し、又 は開設していた区民税の所得割の納税義務 者については、当該移管、返還又は廃止に よる払出しがあった時に、その払出し時の 金額をもって当該移管、返還又は廃止によ る払出しがあった非課税口座内上場株式等 の数に相当する数の当該非課税口座内上場 株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたも のとそれぞれみなして、前項及び付則第1 3条の規定その他のこの条例の規定を適用 する。

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷

2 [略]

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第36条の2まで、第36条の5、第37条、第37条の2から第37条の9の5までの規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡に対するでしないものとみなす。

[同左]

第13条の3 〔略〕

2 租税特別措置法第37条の14第4項各 号に掲げる事由により、非課税口座からの 非課税口座内上場株式等の一部又は全部の 払出し(振替によるものを含む。以下この 項において同じ。)があった場合には、当 該払出しがあった非課税口座内上場株式等 については、その事由が生じた時に、令附 則第18条の6の2第2項で定める金額 (以下この項において「払出し時の金額」 という。)により非課税上場株式等管理契 約に基づく譲渡があったものと、同法第3 7条の14第4項第1号に掲げる移管、返 還又は廃止による非課税口座内上場株式等 の払出しがあった非課税口座を開設し、又 は開設していた区民税の所得割の納税義務 者については、当該移管、返還又は廃止に よる払出しがあった時に、その払出し時の 金額をもって当該移管、返還又は廃止によ る払出しがあった非課税口座内上場株式等 の数に相当する数の当該非課税口座内上場 株式等と同一銘柄の同法第37条の11の 3第2項に規定する上場株式等の取得をし たものとそれぞれみなして、前項及び付則 第13条の規定その他のこの条例の規定を 適用する。

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷

地に係る譲渡期限の延長等の特例)

第15条の2 その有していた家屋でその居 住の用に供していたものが東日本大震災 (平成23年3月11日に発生した東北地 方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電 所の事故による災害をいう。次項において 同じ。)により滅失(東日本大震災の被災 者等に係る国税関係法律の臨時特例に関す る法律(平成23年法律第29号。以下こ の条及び次条において「震災特例法」とい う。) 第11条の6第1項に規定する滅失 をいう。以下この項及び次項において同 じ。)をしたことによってその居住の用に 供することができなくなった所得割の納税 義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地 の用に供されていた土地等(同条第1項に 規定する土地等をいう。次項において同 じ。)の譲渡(震災特例法第11条の4第 6項に規定する譲渡をいう。次項において 同じ。)をした場合には、次の表の左欄に 掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、 付則第10条、付則第11条、付則第11 条の2又は付則第12条の規定を適用す る。

<u>付則第10</u> 条第1項	<u>第35条第</u> <u>1項</u>	第35条第1項(東日本 大震災の被災者等に係る 国税関係法律の臨時特例 に関する法律(平成23 年法律第29号)第11 条の6第1項の規定によ り適用される場合を含む。	
	同法第31 条第1項	租税特別措置法第 3 1 条 第 1 項	
付則第 1 <u>1</u> 条第 3 項	第35条の 2まで、第 36条の2、 第36条の 5	第34条の3まで、第35条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第1条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)、第35条の2、第36条の5(これらの被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)	

地に係る譲渡期限の延長の特例)

第15条の2 その有していた家屋でその居 住の用に供していたものが東日本大震災 (平成23年3月11日に発生した東北地 方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電 所の事故による災害をいう。)により滅失 (東日本大震災の被災者等に係る国税関係 法律の臨時特例に関する法律(平成23年 法律第29号。以下この項及び次条におい て「震災特例法」という。)第11条の6 第1項に規定する滅失をいう。以下この項 において同じ。)をしたことによってその 居住の用に供することができなくなった所 得割の納税義務者が、当該滅失をした当該 家屋の敷地の用に供されていた土地又は当 該土地の上に存する権利の譲渡(震災特例 法第11条の4第6項に規定する譲渡をい う。) をした場合には、付則第10条第1 項中「第36条」とあるのは「第36条(東 日本大震災の被災者等に係る国税関係法律 の臨時特例に関する法律(平成23年法律 第29号)第11条の6第1項の規定によ り適用される場合を含む。)」と、「同法 第31条第1項」とあるのは「租税特別措 置法第31条第1項」と、付則第11条第 3項中「第37条の9の5まで」とあるの は「第37条の9の5まで(東日本大震災 の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例 に関する法律第11条の6第1項の規定に より適用される場合を含む。)」と、付則 第11条の2第1項中「租税特別措置法第 31条の3第1項」とあるのは「東日本大 震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時 特例に関する法律第11条の6第1項の規 定により適用される租税特別措置法第31 条の3第1項」と、付則第12条第1項中 「第36条」とあるのは「第36条(東日 本木震災の被災者等に係る国税関係法律の 臨時特例に関する法律第11条の6第1項 の規定により適用される場合を含む。)」 と、「同法第32条第1項」とあるのは「租 税特別措置法第32条第1項」として、付 則第10条、付則第11条、付則第11条

<u> </u>		
付則第11 条の2第1 項	租税特別措 置法第31 条の3第1 項	東日本大震災の被災者等 に係る国税関係法律の臨 時特例に関する法律第1 1条の6第1項の規定に より適用される租税特別 措置法第31条の3第1 項
付則第12 条第1項	<u>第 3 5 条第</u> <u>1 項</u>	第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
	<u>同法第32</u> 条第1項	租税特別措置法第32条 第1項

〔新設〕

- 2 その有していた家屋でその居住の用に供 していたものが東日本大震災により滅失を したことによってその居住の用に供するこ とができなくなった所得割の納税義務者 (以下この項において「被相続人」という。) の相続人(震災特例法第11条の6第2項 に規定する相続人をいう。以下この項にお いて同じ。)が、当該滅失をした旧家屋(同 条第2項に規定する旧家屋をいう。以下こ の項において同じ。)の敷地の用に供され ていた土地等の譲渡をした場合(当該譲渡 の時までの期間当該土地等を当該相続人の 居住の用に供する家屋の敷地の用に供して いない場合に限る。) における当該土地等 (当該土地等のうちにその居住の用に供す ることができなくなった時の直前において 旧家屋に居住していた者以外の者が所有し ていた部分があるときは、当該土地等のう ち当該部分以外の部分に係るものに限る。 以下この項において同じ。)の譲渡につい ては、当該相続人は、当該旧家屋を当該被 相続人がその取得をした日として令附則第 27条の2第4項で定める日から引き続き 所有していたものと、当該直前において当 該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等 を所有していたものとそれぞれみなして、 前項の規定により読み替えられた付則第1 0条、付則第11条、付則第11条の2又 は付則第12条の規定を適用する。
- 3 前2項の規定は、これらの規定の適用を 2 前項の規定は、同項の規定の適用を受け 受けようとする年度分の第23条第1項の ようとする年度分の第23条第1項の規定

の2又は付則第12条の規定を適用する。

規定による申告書(その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第24条第1項の確定申告書を含む。)に、これらの規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

第16条 所得割の納税義務者が前年分の所 得税につき震災特例法第13条第1項の規 定の適用を受けた場合における付則第3条 の5及び付則第3条の5の2の規定の適用 については、付則第3条の5第1項中「租 税特別措置法第41条又は第41条の2の 2」とあるのは「東日本大震災の被災者等 に係る国税関係法律の臨時特例に関する法 律(平成23年法律第29号)第13条第 1項の規定により読み替えて適用される租 税特別措置法第41条又は同項の規定によ り適用される租税特別措置法第41条の2 の2」と、「法附則第5条の4第6項」と あるのは「法附則第45条第4項の規定に より読み替えて適用される法附則第5条の 4第6項」と、付則第3条の5の2第1項 中「租税特別措置法第41条又は第41条 の2の2」とあるのは「東日本大震災の被 災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関 する法律第13条第1項の規定により読み 替えて適用される租税特別措置法第41条 又は同項の規定により適用される租税特別 措置法第41条の2の2」と、「法附則第 5条の4の2第6項(同条第9項の規定に より読み替えて適用される場合を含む。)」 とあるのは「法附則第45条第4項の規定 により読み替えて適用される法附則第5条 の4の2第6項」と、同条第2項第2号中 「租税特別措置法第41条の2の2」とあ るのは「東日本大震災の被災者等に係る国 税関係法律の臨時特例に関する法律第13 条第1項の規定により適用される租税特別 による申告書(その提出期限後において区 民税の納税通知書が送達される時までに提 出されたもの及びその時までに提出された 第24条第1項の確定申告書を含む。)に、 前項の規定の適用を受けようとする旨の記 載があるとき(これらの申告書にその記載 がないことについてやむを得ない理由があ ると区長が認めるときを含む。)に限り、 適用する。

[同左]

第16条 所得割の納税義務者が前年分の所 得税につき震災特例法第13条第1項の規 定の適用を受けた場合における付則第3条 の5及び付則第3条の5の2の規定の適用 については、付則第3条の5第1項中「租 税特別措置法第41条又は第41条の2の 2」とあるのは「東日本大震災の被災者等 に係る国税関係法律の臨時特例に関する法 律(平成23年法律第29号)第13条第 1項の規定により読み替えて適用される租 税特別措置法第41条又は同項の規定によ り適用される租税特別措置法第41条の2 の2」と、「法附則第5条の4第6項」と あるのは「法附則第45条第3項の規定に より読み替えて適用される法附則第5条の 4第6項」と、付則第3条の5の2第1項 中「租税特別措置法第41条又は第41条 の2の2」とあるのは「東日本大震災の被 災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関 する法律第13条第1項の規定により読み 替えて適用される租税特別措置法第41条 又は同項の規定により適用される租税特別 措置法第41条の2の2」と、「法附則第 5条の4の2第5項」とあるのは「法附則 第45条第3項の規定により読み替えて適 用される法附則第5条の4の2第5項」と、 同条第2項第2号中「租税特別措置法第4 1条の2の2」とあるのは「東日本大震災 の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例 に関する法律第13条第1項の規定により 適用される租税特別措置法第41条の2の 2」とする。

措置法第41条の2の2」とする。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税に つき震災特例法第13条第3項若しくは第 4項又は第13条の2第1項から第6項ま での規定の適用を受けた場合における付則 第3条の5及び付則第3条の5の2の規定 の適用については、付則第3条の5第1項 中「法附則第5条の4第6項」とあるのは 「法附則第45条第5項の規定により読み 替えて適用される法附則第5条の4第6 項」と、付則第3条の5の2第1項中「法 附則第5条の4の2第6項(同条第9項の 規定により読み替えて適用される場合を含 む。)」とあるのは「法附則第45条第5 項の規定により読み替えて適用される法附 則第5条の4の2第6項(法附則第45条 第6項の規定により読み替えて適用される 場合を含む。)」とする。
- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税に つき震災特例法第13条第3項若しくは第 4項又は第13条の2第1項から<u>第5項ま</u> での規定の適用を受けた場合における付則 第3条の5及び付則第3条の5の2の規定 の適用については、付則第3条の5第1項 中「法附則第5条の4第6項」とあるのは 「法<u>附則第45条第4項</u>の規定により読み 替えて適用される法附則第5条の4第6 項」と、付則第3条の5の2第1項中<u>「法</u> <u>附則第5条の4の2第5項</u>」とあるのは「法 <u>附則第45条第4項</u>の規定により読み替え て<u>適用される法附則第5条の4の2第5</u> 項」とする。

第2条による改正(墨田区特別区税条例(昭和39年墨田区条例第43号))

改 正 案

付 則

(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失 の損益通算及び繰越控除)

第3条の2 [略]

2 · 3 [略]

4 付則第9条第1項の規定の適用がある場 合における前項の規定の適用については、 同項中「総所得金額」とあるのは「総所得 金額、付則第9条第1項に規定する土地等 に係る事業所得等の金額」と、「合計所得 金額」とあるのは「合計所得金額(付則第 9条第1項に規定する土地等に係る事業所 得等の金額を含む。)」とし、付則第10 条第1項、第12条第1項、第13条第1 項、第13条の2第1項又は第14条第1 項の規定の適用がある場合における前項の 規定の適用については、同項中「合計所得 金額」とあるのは、「合計所得金額(付則 第10条第1項に規定する長期譲渡所得の 金額、付則第12条第1項に規定する短期 譲渡所得の金額、付則第13条第1項に規 定する一般株式等に係る譲渡所得等の金 |

第1条による改正後

付 則

〔同左〕

第3条の2 [略]

2・3 [略]

4 付則第9条第1項の規定の適用がある場 合における前項の規定の適用については、 同項中「総所得金額」とあるのは「総所得 金額、付則第9条第1項に規定する土地等 に係る事業所得等の金額」と、「合計所得 金額」とあるのは「合計所得金額(付則第 9条第1項に規定する土地等に係る事業所 得等の金額を含む。)」とし、付則第10 条第1項、第12条第1項、第13条第1 項又は第14条の2第1項の規定の適用が ある場合における前項の規定の適用につい ては、同項中「合計所得金額」とあるのは、 「合計所得金額(付則第10条第1項に規 定する長期譲渡所得の金額、付則第12条 第1項に規定する短期譲渡所得の金額、付 則第13条第1項に規定する株式等に係る 譲渡所得等の金額又は付則第14条の2第 額、付則第13条の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は付則第14条第1項に規定する先物取引に係る維所得等の金額を含む。)」とする。

5 〔略〕

(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及 び繰越控除)

第3条の2の2 〔略〕

2・3 [略]

4 付則第9条第1項の規定の適用がある場 合における前項の規定の適用については、 同項中「総所得金額」とあるのは「総所得 金額、付則第9条第1項に規定する土地等 に係る事業所得等の金額」と、「合計所得 金額」とあるのは「合計所得金額(付則第 9条第1項に規定する土地等に係る事業所 得等の金額を含む。)」とし、付則第10 条第1項、第12条第1項、第13条第1 項、第13条の2第1項又は第14条第1 項の規定の適用がある場合における前項の 規定の適用については、同項中「合計所得 金額」とあるのは、「合計所得金額(付則 第10条第1項に規定する長期譲渡所得の 金額、付則第12条第1項に規定する短期 譲渡所得の金額、付則第13条第1項に規 定する一般株式等に係る譲渡所得等の金 額、付則第13条の2第1項に規定する上 場株式等に係る譲渡所得等の金額又は付則 第14条第1項に規定する先物取引に係る 雑所得等の金額を含む。)」とする。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第3条の6 第20条の規定の適用を受ける区民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第18条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第8条第1項、付則第9条第1項、付則第10条第1項、付則第12条第1項、付則第13条第1項、付則第13条の2第1項又は付則第14条第1項

<u>1項</u>に規定する先物取引に係る雑所得等の 金額を含む。)」とする。

5 〔略〕 [同左]

第3条の2の2 〔略〕

2・3 [略]

4 付則第9条第1項の規定の適用がある場 合における前項の規定の適用については、 同項中「総所得金額」とあるのは「総所得 金額、付則第9条第1項に規定する土地等 に係る事業所得等の金額」と、「合計所得 金額」とあるのは「合計所得金額(付則第 9条第1項に規定する土地等に係る事業所 得等の金額を含む。)」とし、付則第10 条第1項、第12条第1項、第13条第1 項又は第14条の2第1項の規定の適用が ある場合における前項の規定の適用につい ては、同項中「合計所得金額」とあるのは、 「合計所得金額(付則第10条第1項に規 定する長期譲渡所得の金額、付則第12条 第1項に規定する短期譲渡所得の金額、付 則第13条第1項に規定する株式等に係る 譲渡所得等の金額又は付則第14条の2第 1項に規定する先物取引に係る雑所得等の 金額を含む。)」とする。

[同左]

第3条の6 第20条の規定の適用を受ける 区民税の所得割の納税義務者が、法第31 4条の7第2項第2号若しくは第3号に掲 げる場合に該当する場合又は第18条第2 項に規定する課税総所得金額、課税退職所 得金額及び課税山林所得金額を有しない場 合であって、当該納税義務者の前年中の所 得について、付則第8条第1項、付則第9 条第1項、付則第10条第1項、付則第1 2条第1項、付則第13条第1項又は付則 第14条の2第1項の規定の適用を受ける の規定の適用を受けるときは、第20条第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

(上場株式等に係る<u>配当所得等</u>に係る区民 税の課税の特例)

- 第8条 当分の間、区民税の所得割の納税義 務者が前年中に租税特別措置法第8条の4 第1項に規定する上場株式等の配当等(以 下この項において「上場株式等の配当等」 という。)を有する場合には、当該上場株 式等の配当等に係る利子所得及び配当所得 については、第15条第1項及び第2項並 びに第18条の規定にかかわらず、他の所 得と区分し、前年中の当該上場株式等の配 当等に係る利子所得の金額及び配当所得の 金額として令附則第16条の2の11第3 項で定めるところにより計算した金額(以 下この項において「上場株式等に係る配当 所得等の金額」という。)に対し、上場株 式等に係る課税配当所得等の金額(上場株 式等に係る配当所得等の金額(第3項第1 号の規定により読み替えて適用される第1 7条の規定の適用がある場合には、その適 用後の金額)をいう。)の100分の3に 相当する金額に相当する区民税の所得割を 課する。この場合において、当該上場株式 等の配当等に係る配当所得については、付 則第3条の3第1項の規定は、適用しない。
- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8 条の4第2項に規定する特定上場株式等の 配当等(以下この項において「特定上場株 式等の配当等」という。)に係る配当所得 に係る部分は、区民税の所得割の納税義務 者が当該特定上場株式等の配当等の支払を 受けるべき年の翌年の4月1日の属する年 度分の区民税について特定上場株式等の配

ときは、第20条第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

(上場株式等に係る<u>配当所得</u>に係る区民税 の課税の特例)

- 第8条 当分の間、区民税の所得割の納税義 務者が前年中に租税特別措置法第8条の4 第1項に規定する上場株式等の配当等(以 下この項及び次項において「上場株式等の 配当等」という。)を有する場合において、 当該上場株式等の配当等の支払を受けるべ き年の翌年の4月1日の属する年度分の区 民税について当該上場株式等の配当等に係 る配当所得につきこの項の規定の適用を受 けようとする旨の記載のある第15条第4 項に規定する申告書を提出したときは、当 該上場株式等の配当等に係る配当所得につ いては、同条第1項及び第2項並びに第1 8条の規定にかかわらず、他の所得と区分 し、前年中の当該上場株式等の配当等に係 る配当所得の金額(以下この項において「上 場株式等に係る配当所得の金額」という。) に対し、上場株式等に係る課税配当所得の 金額(上場株式等に係る配当所得の金額(第 3項第1号の規定により読み替えて適用さ れる第17条の規定の適用がある場合に は、その適用後の金額)をいう。)の10 0分の3に相当する金額に相当する区民税 の所得割を課する。この場合において、当 該上場株式等の配当等に係る配当所得につ いては、付則第3条の3第1項の規定は、 適用しない。
- 2 区民税の所得割の納税義務者が前年中に 支払を受けるべき上場株式等の配当等に係 る配当所得について第15条第1項及び第 2項並びに第18条の規定の適用を受けた 場合には、当該納税義務者が前年中に支払 を受けるべき他の上場株式等の配当等に係 る配当所得について、前項の規定は、適用 しない。

当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第15条第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、区民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第15条第1項及び第2項並びに第18条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

第17条の規定の適用については、同 条中「総所得金額」とあるのは、「総所 得金額、付則第8条第1項に規定する上 場株式等に係る配当所得等の金額」とす る。

第19条から第20条の2まで、第2 0条の3第1項、付則第3条の3第1項、 付則第3条の5第1項及び付則第3条の 5の2第1項の規定の適用については、 第19条中「所得割の額」とあるのは「所 得割の額及び付則第8条第1項の規定に よる区民税の所得割の額」と、第20条 第1項中「山林所得金額」とあるのは「山 林所得金額並びに付則第8条第1項に規 定する上場株式等に係る配当所得等の金 額」と、同項前段、第20条の2、第2 0条の3第1項、付則第3条の3第1項、 付則第3条の5第1項及び付則第3条の 5の2第1項中「所得割の額」とあるの は「所得割の額並びに付則第8条第1項 の規定による区民税の所得割の額」と、 第20条第1項後段中「所得割の額」と あるのは「所得割の額及び付則第8条第 1項の規定による区民税の所得割の額の 合計額」とする。

第21条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第8条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」

3 [同左]

第17条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第8条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

第19条から第20条の2まで、第2 0条の3第1項、付則第3条の3第1項、 付則第3条の5第1項及び付則第3条の 5の2第1項の規定の適用については、 第19条中「所得割の額」とあるのは「所 得割の額及び付則第8条第1項の規定に よる区民税の所得割の額」と、第20条 第1項中「山林所得金額」とあるのは「山 林所得金額並びに付則第8条第1項に規 定する上場株式等に係る配当所得の金 額」と、同項前段、第20条の2、第2 0条の3第1項、付則第3条の3第1項、 付則第3条の5第1項及び付則第3条の 5の2第1項中「所得割の額」とあるの は「所得割の額並びに付則第8条第1項 の規定による区民税の所得割の額」と、 第20条第1項後段中「所得割の額」と あるのは「所得割の額及び付則第8条第 1項の規定による区民税の所得割の額の 合計額」とする。

第21条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第8条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」

とあるのは「、山林所得金額若しくは租 税特別措置法第8条の4第1項に規定す る上場株式等に係る<u>配当所得等</u>の金額」 とする。

付則第2条の2の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第8条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第8条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

(<u>一般株式等</u>に係る譲渡所得等に係る区民 税の課税の特例)

第13条 当分の間、所得割の納税義務者が 前年中に租税特別措置法第37条の10第 1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得 等を有する場合には、当該一般株式等に係 る譲渡所得等については、第15条及び第 18条の規定にかかわらず、他の所得と区 分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡 所得等の金額として令附則第18条第5項 に定めるところにより計算した金額(以下 この項において「一般株式等に係る譲渡所 得等の金額」という。)に対し、一般株式 等に係る課税譲渡所得等の金額(一般株式 等に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の 規定により読み替えて適用される第17条 の規定の適用がある場合には、その適用後 の金額)をいう。)の100分の3に相当 する金額に相当する区民税の所得割を課す る。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に 定めるところによる。

第17条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第13条第1項に規定する 一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

付則第2条の2の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第8条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第8条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

(<u>株式等</u>に係る譲渡所得等に係る区民税の 課税の特例)

第13条 当分の間、所得割の納税義務者が 前年中に租税特別措置法第37条の10第 1項に規定する株式等に係る譲渡所得等を 有する場合には、当該株式等に係る譲渡所 得等については、第15条及び第18条の 規定にかかわらず、他の所得と区分し、前 年中の当該株式等に係る譲渡所得等の金額 として令附則第18条第6項に定めるとこ ろにより計算した金額(当該区民税の所得 割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額 に係る所得を有する場合には、当該特定株 式等譲渡所得金額に係る所得の金額(第1 5条第6項の規定により同条第5項の規定 の適用を受けないものを除く。)を除外し て算定するものとする。以下この項におい て「株式等に係る譲渡所得等の金額」とい う。)に対し、株式等に係る課税譲渡所得 等の金額(株式等に係る譲渡所得等の金額 (第2項第1号の規定により読み替えて適 用される第17条の規定の適用がある場合 には、その適用後の金額)をいう。)の1 00分の3に相当する金額に相当する区民 税の所得割を課する。

2 [同左]

第17条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第13条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

する。

第19条から第20条の2まで、第2 0条の3第1項、付則第3条の3第1項、 付則第3条の5第1項及び付則第3条の 5の2第1項の規定の適用については、 第19条中「所得割の額」とあるのは「所 得割の額及び付則第13条第1項の規定 による区民税の所得割の額」と、第20 条第1項中「山林所得金額」とあるのは 「山林所得金額並びに付則第13条第1 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得 等の金額」と、同項前段、第20条の2、 第20条の3第1項、付則第3条の3第 1項、付則第3条の5第1項及び付則第 3条の5の2第1項中「所得割の額」と あるのは「所得割の額並びに付則第13 条第1項の規定による区民税の所得割の 額」と、第20条第1項後段中「所得割 の額」とあるのは「所得割の額及び付則 第13条第1項の規定による区民税の所 得割の額の合計額」とする。

第21条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第13条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

付則第2条の2の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第13条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

<u>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る区民</u> 税の課税の特例)

第13条の2 当分の間、所得割の納税義務 者が前年中に租税特別措置法第37条の1 1第1項に規定する上場株式等に係る譲渡

第19条から第20条の2まで、第2 0条の3第1項、付則第3条の3第1項、 付則第3条の5第1項及び付則第3条の 5の2第1項の規定の適用については、 第19条中「所得割の額」とあるのは「所 得割の額及び付則第13条第1項の規定 による区民税の所得割の額」と、第20 条第1項中「山林所得金額」とあるのは 「山林所得金額並びに付則第13条第1 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の 金額」と、同項前段、第20条の2、第 20条の3第1項、付則第3条の3第1 項、付則第3条の5第1項及び付則第3 条の5の2第1項中「所得割の額」とあ るのは「所得割の額並びに付則第13条 第1項の規定による区民税の所得割の 額」と、第20条第1項後段中「所得割 の額」とあるのは「所得割の額及び付則 第13条第1項の規定による区民税の所 得割の額の合計額」とする。

第21条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第13条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

付則第2条の2の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第13条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

<u>(特定管理株式等が価値を失った場合の株</u> 式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第13条の2区民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理

- 所得等を有する場合には、当該上場株式等 に係る譲渡所得等については、第15条第 1項及び第2項並びに第18条の規定にか かわらず、他の所得と区分し、前年中の当 該上場株式等に係る譲渡所得等の金額とし て令附則第18条の2第5項に定めるとこ ろにより計算した金額(当該区民税の所得 割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額 に係る所得を有する場合には、当該特定株 式等譲渡所得金額に係る所得の金額(第1 5条第6項の規定により同条第5項の規定 の適用を受けないものを除く。)を除外し て算定するものとする。以下この項におい て「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」 という。)に対し、上場株式等に係る課税 譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡 所得等の金額(次項において準用する前条 第2項第1号の規定により読み替えて適用 される第17条の規定の適用がある場合に は、その適用後の金額)をいう。)の10 0分の3に相当する金額に相当する区民税 の所得割を課する。
- 2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「付則第13条第1項」とあるのは「付則第13条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」と読み替えるものとする。
- 株式(以下この項及び次項において「特定 管理株式」という。) 又は同条第1項に規 定する特定保有株式(以下この項において 「特定保有株式」という。)が株式として の価値を失ったことによる損失が生じた場 合として同条第1項各号に掲げる事実が発 生したときは、当該事実が発生したことは 当該特定管理株式又は特定保有株式の譲渡 (金融商品取引法(昭和23年法律第25 号)第28条第8項第3号イに掲げる取引 の方法により行うものを除く。以下この項 及び次項において同じ。)をしたことと、 当該損失の金額として令附則第18条の2 第5項で定める金額は当該特定管理株式又 は特定保有株式の譲渡をしたことにより生 じた損失の金額とそれぞれみなして、この 条及び前条の規定その他のこの条例の規定 を適用する。
- 2 区民税の所得割の納税義務者が前年中に 租税特別措置法第37条の10の2第1項 に規定する特定管理口座(その者が2以上 <u>の特定管理口座</u>を有する場合には、それぞ れの特定管理口座)に係る同条第1項に規 定する振替口座簿に記載若しくは記録がさ れ、又は特定管理口座に保管の委託がされ ている特定管理株式の譲渡(これに類する ものとして令附則第18条の2第2項で定 めるものを含む。以下この項において同 じ。)をした場合には、令附則第18条の 2第6項で定めるところにより、当該特定 管理株式の譲渡による事業所得の金額、譲 渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定 管理株式の譲渡以外の同法第37条の10 第2項に規定する株式等の譲渡による事業 所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の 金額とを区分して、これらの金額を計算す るものとする。
- 3 第1項の規定は、令附則第18条の2第 7項で定めるところにより、第1項に規定 する事実が発生した年の末日の属する年度 の翌年度分の第23条第1項又は第4項の 規定による申告書(その提出期限後におい て区民税の納税通知書が送達される時まで

に提出されたもの及びその時までに提出された第24条第1項の確定申告書を含む。) に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

<u>(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る区</u> 民税の所得計算の特例)

- 第13条の3 区民税の所得割の納税義務者 が、前年中に租税特別措置法第37条の1 4 第 5 項第 2 号に規定する非課税上場株式 等管理契約(次項において「非課税上場株 式等管理契約」という。)に基づき同条第 1項に規定する非課税口座内上場株式等 (その者が2以上の同条第5項第1号に規 定する非課税口座(以下この条において「非 課税口座」という。)を有する場合には、 それぞれの非課税口座に係る非課税口座内 上場株式等。以下この条において同じ。) の譲渡をした場合には、令附則第18条の 6の2第3項で定めるところにより、当該 非課税口座内上場株式等の譲渡による事業 所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の 金額と当該非課税口座内上場株式等以外の 同法第37条の10第2項に規定する株式 等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得 の金額又は雑所得の金額とを区分して、こ れらの金額を計算するものとする。
- 2 租税特別措置法第37条の14第4項各 号に掲げる事由により、非課税口座からの 非課税口座内上場株式等の一部又は全部の 払出し(振替によるものを含む。以下この 項において同じ。)があった場合には、当 該払出しがあった非課税口座内上場株式等 については、その事由が生じた時に、令附 則第18条の6の2第2項で定める金額 (以下この項において「払出し時の金額」 という。)により非課税上場株式等管理契 約に基づく譲渡があったものと、同法第3 7条の14第4項第1号に掲げる移管、返 還又は廃止による非課税口座内上場株式等 の払出しがあった非課税口座を開設し、又

は開設していた区民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとそれぞれみなして、前項及び付則第13条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

(<u>特定口座を有する場合の区民税の所得計</u> 算の特例)

- 第13条の4 区民税の所得割の納税義務者 が前年中に租税特別措置法第37条の11 の3第3項第1号に規定する特定口座を有 する場合における法附則第35条の2第6 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金 額の計算については、法附則第35条の2 の4第4項及び第5項に定めるところによ り行うものとする。
 - <u>(源泉徴収選択口座内配当等に係る区民税</u> の所得計算の特例)
- 第13条の5 区民税の所得割の納税義務者が支払を受ける租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等(以下この条及び次条において「源泉徴収選択口座内配当等」という。)については、令附則第18条の4の2第10項で定めるところにより、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の配当等(所得税法第24条第1項に規定する配当等をいう。)に係る配当所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。
- 2 区民税の所得割の納税義務者が第15条 第4項の規定によりその有する源泉徴収選 択口座内配当等に係る所得についての記載 をした同項に規定する申告書を提出する場 合には、当該申告書には、当該源泉徴収選 択口座内配当等に係る租税特別措置法第3 7条の11の4第1項に規定する源泉徴収 選択口座(次条において「源泉徴収選択口

座」という。)において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。

<u>(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及</u> び繰越控除)

- 第13条の6 所得割の納税義務者の平成2 2年度分以後の各年度分の法附則第35条 の2の6第12項に規定する上場株式等に 係る譲渡損失の金額(以下この項及び次項 において「上場株式等に係る譲渡損失の金 額」という。)は、当該上場株式等に係る 譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する 年度の翌年度の区民税について上場株式等 に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項 を記載した第23条第1項の規定による申 告書を提出した場合(区長においてやむを 得ない事情があると認める場合には、当該 申告書をその提出期限後において区民税の 納税通知書が送達される時までに提出した 場合を含む。)に限り、付則第8条第1項 に規定する上場株式等に係る配当所得の金 額の計算上控除する。
- 2 前項の区民税の所得割の納税義務者が同項の規定により申告する上場株式等に係る譲渡損失の金額のうちに法附則第35条の2の5第3項の規定により特別徴収義務者が源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき都民税の配当割の額の計算上当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる損失の金額がある場合には、第15条第4項に規定する申告書に当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。
- 3 第1項の規定の適用がある場合における 付則第8条の規定の適用については、同条 第1項中「配当所得の金額(以下」とある のは、「配当所得の金額(付則第13条の 6第1項の規定の適用がある場合には、そ の適用後の金額。以下」とする。

- 4 所得割の納税義務者の前年前3年内の各 年に生じた法附則第35条の2の6第16 項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の 金額(この項の規定により前年前において 控除されたものを除く。以下この項におい て「上場株式等に係る譲渡損失の金額」と いう。)は、当該上場株式等に係る譲渡損 失の金額の生じた年の末日の属する年度の 翌年度の区民税について上場株式等に係る 譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載 した第23条第1項又は第4項の規定によ る申告書(第6項において準用する同条第 5項の規定による申告書を含む。以下この 項において同じ。)を提出した場合(区長 においてやむを得ない事情があると認める 場合には、これらの申告書をその提出期限 後において区民税の納税通知書が送達され る時までに提出した場合を含む。) におい て、その後の年度分の区民税について連続 してこれらの申告書(その提出期限後にお いて区民税の納税通知書が送達される時ま でに提出されたものを含む。)を提出して いるときに限り、付則第13条第1項に規 定する株式等に係る譲渡所得等の金額及び 付則第8条第1項に規定する上場株式等に 係る配当所得の金額(第1項の規定の適用 がある場合には、その適用後の金額)の計 算上控除する。
- 5 前項の規定の適用がある場合における付 則第8条第1項及び第2項並びに付則第1 3条第1項の規定の適用については、付則 第8条第1項中「配当所得の金額(以下」 とあるのは「配当所得の金額(付則第13 条の6第4項の規定の適用がある場合に は、その適用後の金額。以下」と、付則第 13条第1項中「計算した金額(」とある のは「計算した金額(付則第13条の6第 4項の規定の適用がある場合には、その適 用後の金額とし、」とする。
- 6 第23条第5項の規定は、同条第1項た だし書に規定する者(同条第3項の規定に よって同条第1項の申告書を提出する義務 を有する者を除く。)が、当該年度の翌年

度以後の年度において第4項の規定の適用 を受けようとする場合であって、当該年度 の区民税について同条第4項の規定による 申告書を提出すべき場合及び同条第5項の 規定によって同条第1項の申告書を提出す ることができる場合のいずれにも該当しな い場合について準用する。この場合におい て、同条第5項中「純損失又は雑損失の金 額」とあるのは「付則第13条の6第4項 に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金 額」と、「、第1項の申告書」とあるのは 「、同項に規定する上場株式等に係る譲渡 損失の金額の控除に関する事項を記載した 規則で定める申告書」と読み替えるものと する。

7 第4項の規定の適用がある場合における 第24条の規定の適用については、同条第 1項中「確定申告書(」とあるのは「確定 申告書(租税特別措置法第37条の12の 2第11項(同法第37条の13の2第7 項において準用する場合を含む。)におい で準用する所得税法第123条第1項の規 定による申告書を含む。」と、「又は第3 項から第5項まで」とあるのは「若しくは 第3項から第5項まで又は付則第13条の 6第6項において準用する前条第5項」と、 同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで」とあるのは「方項と、 同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は付則第13条の6第6項において準用する前条第5項」とする。

<u>(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡</u> <u>損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の</u> 特例)

第14条 租税特別措置法第37条の13第 1項に規定する特定中小会社の同項に規定 する特定株式(以下この条において「特定 株式」という。)を払込み(当該株式の発 行に際してするものに限る。以下この条に おいて同じ。)により取得(法附則第35 条の3第9項に規定する取得をいう。以下 この条において同じ。)をした所得割の納 税義務者(令附則第18条の6第17項に 規定する者を除く。以下この条において同

- じ。)について、租税特別措置法第37条の13の2第1項に規定する適用期間内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同項各号に掲げる事実が発生したときは、同項各号に掲げる事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として法附則第35条の3第9項に規定する金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条例の規定を適用する。
- 2 前項の規定は、同項に規定する事実が発 生した年の末日の属する年度の翌年度分の 第23条第1項若しくは第4項の規定によ る申告書又は第5項において準用する同条 第5項の規定による申告書(その提出期限 後において区民税の納税通知書が送達され る時までに提出されたもの及びその時まで に提出された第24条第1項の確定申告書 又は租税特別措置法第37条の13の2第 7項において準用する同法第37条の12 の2第11項において準用する所得税法第 123条第1項の規定による申告書を含 む。) に前項の規定の適用を受けようとす る旨の記載があるとき(これらの申告書に その記載がないことについてやむを得ない 理由があると区長が認めるときを含む。) に限り、適用する。
- 3 所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた法附則第35条の3第12項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この条において「特定株式に係る譲渡損失の金額」という。)は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の区民税について特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第23条第1項又は第4項の規定による申告書(第5項において準用する同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出した場合(区長においてやむ

- を得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)において、その後の年度分の区民税について連続してこれらの申告書(その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を提出しているときに限り、付則第13条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。
- 4 前項の規定の適用がある場合における付 則第13条第1項の規定の適用について は、同項中「計算した金額(」とあるのは、 「計算した金額(付則第14条第3項の規 定の適用がある場合には、その適用後の金 額とし、」とする。
- 5 第23条第5項の規定は、同条第1項た だし書に規定する者(同条第3項の規定に よって同条第1項の申告書を提出する義務 を有する者を除く。)が、当該年度の翌年 度以後の年度において第3項の規定の適用 を受けようとする場合であって、当該年度 の区民税について同条第4項の規定による 申告書を提出すべき場合及び同条第5項の 規定によって同条第1項の申告書を提出す ることができる場合のいずれにも該当しな い場合について準用する。この場合におい て、同条第5項中「純損失又は雑損失の金 額」とあるのは「付則第14条第3項に規 定する特定株式に係る譲渡損失の金額」と、 「、第1項の申告書」とあるのは「、同項 に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額 の控除に関する事項を記載した規則で定め る申告書」と読み替えるものとする。
- 6 第3項の規定の適用がある場合における 第24条の規定の適用については、同条第 1項中「確定申告書(」とあるのは「確定 申告書(租税特別措置法第37条の13の 2第7項において準用する同法第37条の 12の2第11項において準用する所得税 法第123条第1項の規定による申告書を 含む。」と、「又は第3項から第5項まで」

(先物取引に係る雑所得等に係る区民税の 課税の特例)

- 第14条 当分の間、所得割の納税義務者が 前年中に租税特別措置法第41条の14第 1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑 所得を有する場合には、当該事業所得、譲 渡所得及び雑所得については、第15条及 び第18条の規定にかかわらず、他の所得 と区分し、前年中の当該事業所得の金額、 譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令 附則第18条の7に定めるところにより計 算した金額(以下この項において「先物取 引に係る雑所得等の金額」という。)に対 し、先物取引に係る課税雑所得等の金額(先 物取引に係る雑所得等の金額(次項第1号 の規定により読み替えて適用される第17 条の規定の適用がある場合には、その適用 後の金額)をいう。)の100分の3に相 当する金額に相当する区民税の所得割を課 する。
- 2 前項の規定の適用がある場合には、次に 定めるところによる。

第17条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第14条第1項に規定する 先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

第19条から第20条の2まで、第2 0条の3第1項、付則第3条の3第1項、 付則第3条の5第1項及び付則第3条の 5の2第1項の規定の適用については、 第19条中「所得割の額」とあるのは「所 得割の額及び付則第14条第1項の規定 による区民税の所得割の額」と、第20 条第1項中「山林所得金額」とあるのは 「山林所得金額並びに付則第14条第1 とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は付則第14条第5項において準用する前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は付則第14条第5項において準用する前条第5項」とする。

[同左]

第14条の2 [同左]

2 [同左]

第17条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第14条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

第19条から第20条の2まで、第2 0条の3第1項、付則第3条の3第1項、 付則第3条の5第1項及び付則第3条の 5の2第1項の規定の適用については、 第19条中「所得割の額」とあるのは「所 得割の額及び付則第14条の2第1項の 規定による区民税の所得割の額」と、第 20条第1項中「山林所得金額」とある のは「山林所得金額並びに付則第14条 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段、第20条の2、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条第1項の規定による区民税の所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

第21条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第14条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第41条の14第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

付則第2条の2の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段、第20条の2、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

第21条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第14条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第41条の14第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

付則第2条の2の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

<u>(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越</u> 控除)

第14条の3 所得割の納税義務者の前年前 3年内の各年に生じた法附則第35条の4 の2第8項に規定する先物取引の差金等決 済に係る損失の金額(この項の規定により 前年前において控除されたものを除く。以 下この項において「先物取引の差金等決済 に係る損失の金額」という。)は、当該先 物取引の差金等決済に係る損失の金額の生 じた年の末日の属する年度の翌年度の区民 税について先物取引の差金等決済に係る損 失の金額の控除に関する事項を記載した第 23条第1項又は第4項の規定による申告

- 書(第3項において準用する同条第5項の 規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出した場合(区長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)において、その後の年度分の区民税について連続してこれらの申告書(その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を提出しているときに限り、前条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除する。
- 2 前項の規定の適用がある場合における前 条第1項の規定の適用については、同項中 「計算した金額(」とあるのは、「計算し た金額(次条第1項の規定の適用がある場 合には、その適用後の金額。」とする。
- 3 第23条第5項の規定は、同条第1項た だし書に規定する者(同条第3項の規定に よって同条第1項の申告書を提出する義務 を有する者を除く。)が、当該年度の翌年 度以後の年度において第1項の規定の適用 を受けようとする場合であって、当該年度 の区民税について同条第4項の規定による 申告書を提出すべき場合及び同条第5項の 規定によって同条第1項の申告書を提出す ることができる場合のいずれにも該当しな い場合について準用する。この場合におい て、同条第5項中「純損失又は雑損失の金 額」とあるのは「付則第14条の3第1項 に規定する先物取引の差金等決済に係る損 失の金額」と、「、第1項の申告書」とあ るのは「、同項に規定する先物取引の差金 等決済に係る損失の金額の控除に関する事 項を記載した規則で定める申告書」と読み 替えるものとする。
- 4 第1項の規定の適用がある場合における 第24条の規定の適用については、同条第 1項中「確定申告書(」とあるのは「確定 申告書(租税特別措置法第41条の15第 5項において準用する所得税法第123条 第1項の規定による申告書を含む。」と、

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る区民税の課税の特例)

第14条の2 所得割の納税義務者が支払を 受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税 法、法人税法及び地方税法の特例等に関す る法律(昭和44年法律第46号。以下「租 税条約等実施特例法」という。)第3条の 2の2第10項に規定する条約適用利子等 については、第15条及び第18条の規定 にかかわらず、他の所得と区分し、その前 年中の同項に規定する条約適用利子等の額 (以下この項において「条約適用利子等の 額」という。)に対し、条約適用利子等の 額(次項第1号の規定により読み替えられ た第17条の規定の適用がある場合には、 その適用後の金額)に100分の5の税率 から同法第3条の2の2第1項に規定する 限度税率(第3項において「限度税率」と いう。)を控除して得た率に5分の3を乗 じて得た率(当該納税義務者が同条第3項 の規定の適用を受ける場合には、100分 の3の税率)を乗じて計算した金額に相当 する区民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に 定めるところによる。

第17条の適用については、同条中「総 所得金額」とあるのは、「総所得金額、 付則第14条の2第1項に規定する条約 適用利子等の額」とする。

第19条から第20条の2まで、第2 0条の3第1項、付則第3条の3第1項、 付則第3条の5第1項及び付則第3条の 5の2第1項の規定の適用については、 第19条中「所得割の額」とあるのは「所 得割の額及び付則第14条の2第1項の 規定による区民税の所得割の額」と、第 「又は第3項から第5項まで」とあるのは 「若しくは第3項から第5項まで又は付則 第14条の3第3項において準用する前条 第5項」と、同条第2項中「又は第3項か ら第5項まで」とあるのは「若しくは第3 項から第5項まで又は付則第14条の3第 3項において準用する前条第5項」とする。 〔同左〕

第14条の4 [同左]

2 [同左]

第17条の適用については、同条中「総 所得金額」とあるのは、「総所得金額、 付則第14条の4第1項に規定する条約 適用利子等の額」とする。

第19条から第20条の2まで、第2 0条の3第1項、付則第3条の3第1項、 付則第3条の5第1項及び付則第3条の 5の2第1項の規定の適用については、 第19条中「所得割の額」とあるのは「所 得割の額及び付則第14条の4第1項の 規定による区民税の所得割の額」と、第 20条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条 の2第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段、第20条の2、第2 0条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5第1項及び付則第3条の 5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額立じに付則第14条の2 第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び民税の所得割の額の合計額」とする。

第21条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第14条の2第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」ともるのは「若しくは山林所得金額若しくは山林所得金額若しくは山林所得金額若しくは山林所得金額若りに規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定利子に係る利子所収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補でん金等に係る雑所得等の金額」とする。

付則第2条の2の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の2第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

3 · 4 〔略〕

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

第17条の規定の適用については、同 条中「総所得金額」とあるのは、「総所 得金額、付則第14条の2第3項に規定 する条約適用配当等の額」とする。

第19条から第20条の2まで、第2

2 0条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条 の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段、第20条の2、第2 0条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5第1項及び付則第3条のは「所得割の額」とあるのは「所得割の額」とあるのは「所得割の額」とあるのは「所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の4第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

第21条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第14条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」ともるのは「若しくは山林所得金額者しくは租税条約等実施特例法第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定利金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。

付則第2条の2の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の4第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

3・4 [略]

5 〔同左〕

第17条の規定の適用については、同 条中「総所得金額」とあるのは、「総所 得金額、付則第14条の4第3項に規定 する条約適用配当等の額」とする。

第19条から第20条の2まで、第2

0条の3第1項、付則第3条の3第1項、 付則第3条の5第1項及び付則第3条の 5の2第1項の規定の適用については、 第19条中「所得割の額」とあるのは「所 得割の額及び付則第14条の2第3項の 規定による区民税の所得割の額」と、第 20条第1項中「山林所得金額」とある のは「山林所得金額並びに付則第14条 の2第3項に規定する条約適用配当等の 額」と、同項前段、第20条の2、第2 0条の3第1項、付則第3条の3第1項、 付則第3条の5第1項及び付則第3条の 5の2第1項中「所得割の額」とあるの は「所得割の額並びに付則第14条の2 第3項の規定による区民税の所得割の 額」と、第20条第1項後段中「所得割 の額」とあるのは「所得割の額及び付則 第14条の2第3項の規定による区民税 の所得割の額の合計額」と、第20条の 3第1項中「第15条第4項」とあるの は「付則第14条の2第4項」とする。

第21条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第14条の2第3項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額」とする。

付則第2条の2の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の2第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第3項の規定による区民税の所得割の額」とする。

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第 1項の規定の適用がある場合(第3項後段 の規定の適用がある場合を除く。)におけ る第20条の3の規定の適用については、

0条の3第1項、付則第3条の3第1項、 付則第3条の5第1項及び付則第3条の 5の2第1項の規定の適用については、 第19条中「所得割の額」とあるのは「所 得割の額及び付則第14条の4第3項の 規定による区民税の所得割の額」と、第 20条第1項中「山林所得金額」とある のは「山林所得金額並びに付則第14条 の4第3項に規定する条約適用配当等の 額」と、同項前段、第20条の2、第2 0条の3第1項、付則第3条の3第1項、 付則第3条の5第1項及び付則第3条の 5の2第1項中「所得割の額」とあるの は「所得割の額並びに付則第14条の4 第3項の規定による区民税の所得割の 額」と、第20条第1項後段中「所得割 の額」とあるのは「所得割の額及び付則 第14条の4第3項の規定による区民税 の所得割の額の合計額」と、第20条の 3第1項中「第15条第4項」とあるの は「付則第14条の4第4項」とする。

第21条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第14条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る配当所得の金額」とする。

付則第2条の2の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の4第3項の規定による区民税の所得割の額」とする。

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第 1項の規定の適用がある場合(第3項後段 の規定の適用がある場合を除く。)におけ る第20条の3の規定の適用については、 同条第1項中「又は同条第6項」とあるの は「若しくは付則第14条の2第3項に規 定する条約適用配当等(以下「条約適用配 当等」という。)に係る所得が生じた年の 翌年の4月1日の属する年度分の第23条 第1項の規定による申告書(その提出期限 後において区民税の納税通知書が送達され る時までに提出されたもの及びその時まで に提出された第24条第1項の確定申告書 を含む。)にこの項の規定の適用を受けよ うとする旨及び当該条約適用配当等に係る 所得の明細に関する事項の記載がある場合 (これらの申告書にこれらの記載がないこ とについてやむを得ない理由があると区長 が認めるときを含む。)であって、当該条 約適用配当等に係る所得の金額の計算の基 礎となった条約適用配当等の額について租 税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法 及び地方税法の特例等に関する法律(昭和 44年法律第46号。以下「租税条約等実 施特例法」という。)第3条の2の2第1 項の規定及び法第2章第1節第5款の規定 により配当割額を課されたとき、又は第1 5条第6項」と、同条第3項中「法第37 条の4」とあるのは「租税条約等実施特例 法第3条の2の2第9項の規定により読み 替えて適用される法第37条の4」とする。 同条第1項中「又は同条第6項」とあるの は「若しくは付則第14条の4第3項に規 定する条約適用配当等(以下「条約適用配 当等」という。)に係る所得が生じた年の 翌年の4月1日の属する年度分の第23条 第1項の規定による申告書(その提出期限 後において区民税の納税通知書が送達され る時までに提出されたもの及びその時まで に提出された第24条第1項の確定申告書 を含む。)にこの項の規定の適用を受けよ うとする旨及び当該条約適用配当等に係る 所得の明細に関する事項の記載がある場合 (これらの申告書にこれらの記載がないこ とについてやむを得ない理由があると区長 が認めるときを含む。)であって、当該条 約適用配当等に係る所得の金額の計算の基 礎となった条約適用配当等の額について租 税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法 及び地方税法の特例等に関する法律(昭和 44年法律第46号。以下「租税条約等実 施特例法」という。)第3条の2の2第1 項の規定及び法第2章第1節第5款の規定 により配当割額を課されたとき、又は第1 5条第6項」と、同条第3項中「法第37 条の4」とあるのは「租税条約等実施特例 法第3条の2の2第9項の規定により読み 替えて適用される法第37条の4」とする。 (保険料に係る区民税の課税の特例)

- 第14条の5 所得割の納税義務者が支払った又は控除される保険料(租税条約等実施特例法第5条の2第1項に規定する保険料をいう。)については、法第314条の2第1項第3号に規定する社会保険料とみなして、この条例の規定を適用する。
- 2 第23条第4項の規定は、前項の納税義 務者(同条第1項又は第3項の規定によっ て同条第1項の申告書を提出する義務を有 するものを除く。)が前項の規定により適 用されるこの条例の規定により社会保険料 控除額の控除を受けようとする場合につい て準用する。この場合において、同条第4 項中「若しくは医療費控除額」とあるのは、 「、医療費控除額若しくは社会保険料控除 額」と読み替えるものとする。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第1条中墨田区特別区税条例第20条第2項の改正規定並びに同条例付則第2条の2、第2条の2の2、第3条の6、第11条第3項及び第15条の2の改正規定並びに次条並びに付則第3条第1項及び第2項の規定 平成26年1月1日 第1条中墨田区特別区税条例付則第3条の5の2第1項、第13条の3第2項及び第16条の改正規定並びに付則第3条第3項の規定 平成27年1月1日 第1条中墨田区特別区税条例第15条第5項の改正規定及び付則第3条第4項の規定 平成28年1月1日

第1条中墨田区特別区税条例第35条の2第1項及び第35条の5第1項の改正規定並びに付則第3条第5項の規定 平成28年10月1日 第2条及び付則第3条第6項の規定 平成29年1月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の墨田区特別区税条例(以下「新条例」という。) 付則第2条の2の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応する ものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例によ る。

(区民税に関する経過措置)

- 第3条 新条例付則第2条の2の2の規定は、平成26年度以後の年度分の区民税について適用し、平成25年度分までの区民税については、なお従前の例による。
- 2 新条例付則第15条の2第2項の規定は、区民税の所得割の納税義務者が平成2 5年1月1日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。
- 3 新条例付則第16条の規定は、平成27年度以後の年度分の区民税について適用 し、平成26年度までの区民税については、なお従前の例による。
- 4 平成28年1月1日前に発行された所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)第8条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の12第7項に規定する割引債(同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。)について支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する区民税については、なお従前の例による。
- 5 新条例第35条の2及び第35条の5の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法(昭和25年法律第226号)第317条の2第1項に規定する公的年金等 (以下この項において「公的年金等」という。)に係る所得に係る区民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る区民税の特別徴収については、なお従前の例による。
- 6 第2条の規定による改正後の付則第3条の6、第8条及び第13条から第14条 の2までの規定は、平成29年度以後の年度分の区民税について適用し、平成28 年度分までの区民税については、なお従前の例による。